感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	［略］
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	［略］
局部発振器の周波数変動	周波数計	［略］
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	［略］
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	［略］
［略］		［略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第26号に掲げる無線設備	ＮＺ
［略］	［略］

感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	［同上］
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	［同上］
局部発振器の周波数変動	周波数計	［同上］
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器	［同上］
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	［同上］
［同上］		［同上］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種類に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第26号に掲げる無線設備	ＮＺ
第２条第１項第27号に掲げる無線設備	ＰＺ
［同左］	［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第百二十二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十二条第三号の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由） **第二十三条**　法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。 ［一・二　略］	（電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由） **第二十三条**　［同上］ ［一・二　同上］